

福島県地域型こどもホスピス支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、LTC(Life-Threatening Conditions：生命を脅かされる状態)のこどもやその家族の支援を推進することを目的とし、令和8年5月27日付け成環第216号こども家庭庁長官通知「令和8年度こどもホスピス支援モデル事業費の国庫補助について」別紙「令和8年度こどもホスピス支援モデル事業費国庫補助金交付要綱」(以下「国交付要綱」という。)3の(4)に定める費用に充てるため、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で福島県地域型こどもホスピス支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、令和8年5月27日付け成環第211号こども家庭庁成育局長通知「令和8年度こどもホスピス支援モデル事業の実施について」別紙「こどもホスピス支援モデル事業実施要綱(以下「国実施要綱」という。)第3の4(2)①～⑨に定める事業の実施に要する経費について、実施する地域型こどもホスピスに対して交付するものとする。

(補助対象経費)

第3条 この要綱において、補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業の実施に必要な報酬、給料及び職員手当等(賃金)、共済費、報償費(諸謝金)、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、食糧費、光熱水費、燃料費、備品購入費、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料、収入印紙、保険料等)、委託料、使用料及び賃借料とする(報酬、給料及び職員手当等(賃金)、共済費については、取組に直接的に必要となるものに限る)。ただし、県が補助する対象と同一の対象について、他団体からの補助金、負担金、交付金、助成金等の給付を受ける場合は、県の補助は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

(補助金額の算定)

第4条 補助金は、県の予算の範囲内で交付するものとする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書(様式1-1)
- (2) 内訳書(様式1-2)
- (3) 事業実施計画書(様式1-2 別添)
- (4) その他参考となる書類

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第6条 事業実施主体は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に負担率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 事業実施主体は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、事業実施主体が実施する各事業に対し、国の交付決定がなされていなければならない。

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、第2号様式に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。

- (1) 所要額調書(変更)(様式2-1)
- (2) 内訳書(様式1-2)
- (3) 事業実施計画書(様式1-2 別添)
- (4) その他参考となる書類

2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業の内容又は補助金の額に影響を及ぼさないと認められる場合において、補助対象事業費の20%以内の減額変更とする。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第10条 知事は、事業実施主体からの申請に基づき、必要があると認めるときは、

概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 事業実施主体は、前項の規定に基づき、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第3号を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第11条 事業実施主体は、当該事業が完了したときは、速やかに第4号様式を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、第5号様式に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

- (1) 精算書（様式5-1）
- (2) 事業清算内訳書（様式5-2）
- (3) 事業概略書（様式5-2別添）
- (4) その他参考となる書類

(補助金の交付の請求)

第13条 補助金交付の決定の通知を受けた事業実施主体は、補助事業等が完了した場合は、第6号様式を速やかに知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 事業実施主体は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに第7号様式を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附則

この要綱は、令和8年 月 日から施行し、令和8年4月1日から適用する。